

論文要旨

近世日本から見た琉球の地位

木土 博成

本論文は、近世日本から「附庸」と「異国」という二側面の規定を受ける琉球の地位がいつどのように確定し、またその地位にどのような特徴が見いだせるかを論じるものである。

島津の琉球入り後の近世琉球を取り上げた研究は、次の三潮流に大別できる。①「幕藩体制の中の「異国」」論は、一九七〇年代以降の幕藩制国家論の影響を受けつつ、幕藩制国家と琉球の支配・被支配関係を、薩摩藩政史料を用い支配側の視点から考察するものである（紙屋敦之など）。②「鎖国」論・「海禁・華夷秩序」論は、専論として琉球を扱うものではなく、より広く近世日本の国際環境や外交を分析対象に据え、いわば「四つの口」の一角としての「薩摩口」に關説するものである（朝尾直弘・荒野泰典・山本博文など）。③琉球の主体性・自律性論は、二一世紀に入って隆盛を見せてきたもので、いわば琉球を主語にした歴史像の構築を目指すものである（豊見山和行・渡辺美季など）。これらの関係性については、①②は一見して②が①を包摂する関係にあり、また①と③は支配側から見るか、それとも被支配側から見るかという点で相互補完関係にあるといえよう。本稿は近世琉球の地位を考える上で、薩摩藩の意向・動向が決定力を持った点を重視し、②の研究成果を十全に取り込みつつ、①をより薩摩藩の立ち位置に則した形で継承するという立場に立つ。

「幕藩体制の中の「異国」」論により、近世琉球が「幕藩制国家の中」という側面と、日本から見て「異国」であるという二つの側面を持つことは周知のこととなったが、以下の三点は課題として残されている。第一に、琉球の地位がいつどのように確定したかという

点。幕府・薩摩藩・琉球関係を象徴する琉球使節（「賀慶使／慶賀使」「恩謝使／謝恩使」）については、その成立が寛永一一年とも二一年ともされ、いまだに確定を見ていない。そのため、琉球の地位確定も不明瞭なままである。第二に、近世日本の対外政策と琉球の関係。⑥が明らかにしてきたように、寛永一〇年代は家光政権の対外政策が動きを見せる時期でもあった。しかし「幕藩体制の中の「異国」論は、幕藩制国家を特徴づけるという「鎖国」の指標を前提とし、安易にこれを琉球に適用してしまったがため、かえって近世日本の国制と琉球の関係を見誤った嫌いがある。とくに、すでに⑥で位置づけが直されたはずの「鎖国令」について、いまだに④では旧理解がとられている点は看過できない。第三に、琉球の持つ二面性の総体的把握。琉球が「幕藩体制の中」（本稿では「附庸」と「異国」という二側面を持つということは、今日の研究段階において前提となった。いまや「附庸」と「異国」の両面を枕詞として固定化して理解するのではなく、幕府・薩摩藩それぞれの政策課題の中で、どのようなあंबいで両面が表出するかを見極める段階にある。以上のような問題意識のもと、本論文は全五章（および序章・終章）で構成した。

第一章「琉球使節の成立」では、近世琉球の地位確定について述べた。これまで寛永期については、寛永一一年に島津氏宛の領知判物に琉球高が明記された事実と、寛永二一年に琉球使節が江戸に上った事実、それぞれの画期性が別個に主張されてきた。ここでは一次史料の読み直しを通じ、琉球使節が寛永二一年に成立したことを明らかにした上で、領知判物によって「附庸」の側面が寛永一一年に、琉球使節の成立をもって幕府と書を交わす「異国」の側面が寛永二一年に確定するとし、薩摩藩の働きかけにより近世琉球の地位はこの二段階を経て定まったと論じた。「附庸」と「異国」の二面の

確定を扱う本章は、本論文全体の骨格を提示したものと見える。

第二章「寛永一一年五月二九日付島津家久宛老中奉書の狙い」は、「従異国伴天連をのせ渡ましき事」「日本人異国へ渡す間敷事」「異国ニ在之日本人のせ来間敷事」「日本之武具異国へ渡す間敷事」「異国船ニ積来候糸之儀、去年如被 仰出候長崎ニ而祢段相究候而之上、御領分入津之船商売之儀可被申付事」の全五箇条からなる同奉書の性格を論じたものである。ここではまず前提として、慶長期以来の唐船の薩摩着岸をめぐる薩摩藩・幕府関係を追いながら、同奉書について、同日付の大村氏宛奉書などと比較しつつ詳細に分析した。その結果、同奉書は薩摩に着岸する唐船を念頭に置き下されたものであるとの結論を得た。これにより、「鎖国令」と通称された老中下知状や、この老中奉書内にある「異国」という文言を琉球に引きつけ、たとえば「琉球は「異国」として鎖国令の適用を受けることとなり、他国商人の琉球渡航は不可能になった」とするような説は、再考を余儀なくされると見通した。

第三章「海禁政策は琉球を対象とするか」は、家光政権によるキリシタン禁制、およびそのためにとられた人・物の出入り統制（＝海禁政策）を扱うもので、「華夷秩序」と称しうる次元にかかわる第一章とは対ないし補完の関係にある。ここでは第二章の検討成果を踏まえながら、一次史料の読み直しを通じ、薩摩―琉球間の往来には幕府の許可が必要であったという理解や、薩摩などから琉球へ武具を渡すことは幕府に禁じられていたという理解を否定した。キリシタン禁制について琉球は、幕府に「日本」における禁制の成否を左右する存在と位置づけられ、そうじて海禁政策の次元において琉球は、島津氏の「附庸」として把握されていたと結論した。かつての研究史は、琉球が「異国」であることをもって、海禁政策の「異国」文言の対象に琉球も含まれるという前述のような誤った理解を

とってしまい、そのため琉球が置かれた立場を正当に示せなかった。

第四章「朝鮮と琉球の相対的地位の変遷」では、朝鮮と比較した時の琉球の地位について述べた。本論文の中で、時期的にもっとも広範にわたるのが本章である。これまで「通信国」という枠組で両国はまま理解されてきたが、「通信国」は幕末の用語であり、また「通信」(書を交わす)という行為が近世前期から両国との間で不断に行われてきたわけでもなかった。ここでは「通信国」という枠組を所与の前提とせず、室町期・秀吉期・家康期・家光期という四段階について、中央政権が朝鮮と琉球を相対的にどのように列したかを、主として政権側が発給した外交文書を分析することで確認した。秀吉期に朝鮮と同範疇の「異国」として琉球を見なす一画期があったが、このような見方は徳川政権に直接引き継がれたわけではなかった。家光期には幕府ではなく薩摩藩によって、朝鮮と並ぶ琉球の地位が志向されたのである。本章により、第一章で明らかにした寛永期の画期の位相がより明瞭になった。

第五章「後水尾上皇・明正天皇の前で奏楽した琉球人」では、近世日本の朝廷と琉球の関係について、これまで事実関係があやふやに理解されていた琉球人の御前奏楽に注目し論じた。寛永三年の後水尾天皇の二条城行幸の際に、琉球楽人が御前奏楽をしたというこれまでの説は成立せず、御前奏楽の事実があったのは寛永七年・一三年に限られる。他方で研究史上、寛永一三年には朝鮮信使と朝廷の接触が武家側に警戒されていたとの指摘があった。とするならば、琉球人が同年に後水尾・明正の前で奏楽できたのは、対馬藩一朝鮮間にはなかった「附庸」の関係性に基づくものといえよう。

その上で、次のように結論した。「附庸」と「異国」からなる近世琉球の地位は、寛永一一・二一年の二段階を経て確定したものである。これまで、「華夷秩序」論の文脈で言及されてきた琉球使節は、

幕府に積極的に期待されたとは見なせず、これを欲したのはむしろ薩摩藩の側であった。キリシタン禁制の貫徹を至上命題とした家光政権が積極的に琉球に期待したのは、宣教師の侵入阻止のための防波堤の役割であった。換言すれば、薩摩藩は「華夷秩序」と称する次元において琉球の持つ「異国」の面に光が当たることを欲し、一方幕府は、キリシタン禁制・海禁政策の次元において島津氏の「附庸」下にあり、「日本国」の国是に従順な琉球に積極的に期待したのである。この点もまた、「附庸」と「異国」という二側面が常に一定の割合で表出するわけではなく、その力点の置かれ方が立場・状況によって可変であったことを端的に物語るものである。

以上のような琉球の地位は前後の時代と比べ、次のような特色を持つ。中世期における列島の南島世界は、幅があったことを重視する境界論でもって叙述され、いわば曖昧であった点が強調されてきた。他方、近世期の琉球は、石高制・キリシタン禁制・海禁政策という点ではそれらの内にあり、「日本」かという点ではその外にあるといえ、要素分解して見る限り明瞭な地位に立ち至った。また、近代の沖縄県を念頭に置くとき、近世期においては島津氏の「附庸」とされて以降も、制度・社会意識の両面で「異国」と見なされつづけた点が特徴的であるといえる。

なお本論文では、近世日本側から見た琉球の地位を取り上げたが、今後は冒頭にあげた◎琉球の主体性・自律性論との接合をはかることが求められる。